

甲良町広報動画制作及び配信業務公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本町における地域の歴史・文化や自然、おすすめスポットなどの魅力を町内外に PR する動画を制作し、YouTube 等のインターネット、SNS により動画を配信する。本動画の視聴を通じ、甲良町の認知度を向上させ、ふるさと納税の寄附額の増加、移住定住の促進を図る。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 甲良町広報動画制作及び配信業務（以下、「本業務」という。）
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日（水）
- (4) 提案上限額 委託料：3,300,000 円（消費税および地方消費税を含む）

※なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものです。優先交渉権者の決定後、提案内容等に基づき、見積書の提出を求めます。

3. プロポーザル方式とその理由

本業務の実施において、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）による。価格による事業者選定ではなく、当該業務に係る企画提案を広く求め、実績・能力等を総合的に評価したうえで、最も適格と判断される事業者を委託契約の優先交渉権者として選定するため。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は次の各号に掲げる全ての要件を満たす法人であって、当該業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。いずれかの申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定がなされていること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 過去 5 年間で国や地方公共団体で類似業務の実績があること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は団体ではないこと。

5. 選定スケジュール（予定）

実施内容	期日または期限
ホームページ広告	令和8年10月2日（金）
質問書の提出期限	令和8年10月13日（火）午後5時必着
質問書への回答	令和8年10月16日（金）まで随時
参加申込書、企画提案書受付期限	令和8年10月21日（水）午後5時必着
参加資格確認結果通知 兼プレゼンテーション参加通知	令和8年10月23日（金） 午後5時までに電子メール送付
プレゼンテーションの実施	令和8年10月下旬（予定）
審査結果等の通知	令和8年10月下旬から11月上旬（予定）
契約締結	令和8年11月中旬（予定）

※スケジュールは予定であり、日程を変更する場合があります。

6. 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

7. 質問及び回答について

（1）質問の受付

① 提出先

「15. 問い合わせ先、書類等の提出先」宛て提出すること。

② 提出書類

質問書（様式第4号）

③ 提出方法

書類をPDFにして暗号化した上で、電子メールにより提出すること。なお、その際には必ず事務局へ到着確認の連絡を行うこと。

④ 提出期限

令和8年10月13日（火）午後5時（必着）

（2）質問に対する回答

令和8年10月16日（金）までに本町のホームページに随時掲載します。

URL：<https://www.kouratown.jp>

※質問に対する回答のうち、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものは掲載しない場合があります。

※回答の公表をもって、本要領又は仕様書その他公表資料と一体のものとして効力を持つものとして扱う。このため、質問しなかった場合でも必ず確認すること。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出先

「15. 問い合わせ先、書類等の提出先」宛て提出すること。

(2) 提出書類

- ① 参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- ② 法人等の概要（様式第2号）（パンフレット等がある場合は添付）
- ③ 業務実績表（様式第3号）
- ④ 業務実績を証明する書類（契約書の写し等）
- ⑤ 国税及び地方税の未納がないことを証する書類（契約先となる本店又は事業所の所在地の市町村税（特別区にあっては都税）、及び都道府県税を滞納していないことの証明書）

(3) 提出方法

書類をPDFにして暗号化した上で、電子メールにより提出すること。また、必ず電子メールの到着を電話で確認すること。

(4) 提出期限

令和8年10月21日（水）午後5時（必着）

9. 企画提案書等の提出について

(1) 提出先

「15. 問い合わせ先、書類等の提出先」宛て提出すること。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
企画提案書は別紙の「甲良町広報動画制作及び配信業務企画提案書作成要領」及び「甲良町広報動画制作及び配信業務評価基準」により項目順に記載すること。
- ② 見積書（任意様式）
見積書の内訳については、可能な限り詳細に記載すること。

(3) 提出方法

書類をPDFにして暗号化した上で、電子メールで提出すること。また、必ず電子メールの到着を電話で確認すること。

(4) 提出期限

令和8年10月21日（水）午後5時（必着）

(5) 提出部数

企画提案書及び見積書は、それぞれ正本を1部、副本を1部提出すること。なお、副本

については、提案事業者を類推・特定できる部分、社名やロゴなどを消し、提案者が特定される事項は記載しないこと。

10. 審査方法

(1) 評価項目および基準は、別紙「甲良町広報動画制作及び配信業務評価基準」のとおり。

(2) 受託候補者の選定方法

- ① 契約締結に係る優先交渉権を与える順位は、提出された企画提案書等と提案内容のプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション等」という。）について、選定委員会において定めた評価基準に基づき評価を行い決定するものとする。
- ② 審査の結果、合計点数が 60%以上の事業者のうち、各委員の採点結果の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。
- ③ 合計点数が同一の場合は、評価基準の評価項目（NO.3～NO.8）が最も高い評価点の業者を受託候補者として選定する。

(3) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加申込書又は企画提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があったと町が認める場合

11. プレゼンテーション等について

企画提案内容を確認するため、参加申込者の負担においてオンラインにてプレゼンテーション等を実施する。

(1) 日程 令和 8 年 10 月下旬（予定）

(2) 方法 google meet（後日、アクセス URL を連絡する。）

(3) 実施時間 計 30 分

- ① プレゼンテーション等 15 分以内
- ② 質疑応答 15 分以内

12. 評価結果の通知について

評価結果は、参加申込者に対し、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に令和 8 年 10 月下旬から 11 月上旬に通知を行う。（予定）

また、評価結果通知日の翌営業日以降に、本町ホームページにも審査結果を公表する。

- ・ 受託候補者の名称、点数
- ・ 参加事業者の名称（50 音順）
- ・ 受託候補者以外の点数（点数の高い順）

(受託候補者以外の参加事業者の名称と点数は関連付けない。)

1 3. 契約に関する基本事項について

(1) 契約方法

優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い者と契約締結の交渉を行う。委託候補者と本町において、企画提案書をもとに事業内容について協議を行い、甲良町財務規則（昭和39年規則第4号）に基づき、予定価格の範囲内で委託契約を締結する。ただし、本業務目的達成のため、必要な範囲において、個別の協議により契約締結段階において、項目の追加・変更及び削除を行うことがある。

なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかったときは、次に順位が高い者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う者とともに内容を確認のうえ、決定するものとする。

(3) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は甲良町財務規則（平成8年規則第18号）第175条第1項の規定に基づく、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同項各号に該当するときは免除とする。

(4) 契約締結における個人情報の取り扱いについて

契約締結に当たっては、別に定める個人情報取扱特記事項に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(5) 機密保持

本契約に関連して知り得た業務上の機密情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後についても同様とする。また、本業務遂行に当たっては「甲良町情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

1 4. その他

- ① 企画提案書等は、1者につき1提案とする。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。
- ③ 提出された書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、町から指示があった場合は除く。
- ④ 企画提案書等の作成・提出等に要する費用は、提案者が負担するものとする。
- ⑤ 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式5号）をメールにより、「15. 問い合わせ先、書類等の提出先」あて送付すること。なお、その際には必

ず到着確認の連絡を行うこと。

- ⑥ 企画提案書等の著作権は参加申込者に帰属する。ただし、本町が本プロポーザルの評価および議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等および添付書類の複製作成および内容を無断・無償で利用できるものとする。
- ⑦ 企画提案事業者が1者であっても、本プロポーザルは実施するものとする。

15. 問い合わせ先、書類等の提出先

〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1

甲良町 企画監理課（本庁舎1階）

電話 0749-38-5061（直通）

FAX 0749-38-5072

電子メール bid@town.koura.lg.jp